

社会福祉法人制度見直しの検討事項「運営の透明性の確保の在り方」が議論される ～第 3 回社会保障審議会 福祉部会～

9 月 11 日（木）、第 3 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

冒頭、第 2 回部会で議論された「経営組織の在り方」に関連して、「評議員会を最終的な意思決定機関（議決機関）とすること」について、法人経営の機動性が損なわれるという懸念や、その権限と範囲が不明確であるとの意見があったため、一般財団法人・公益財団法人における理事会・評議員会の役割・権限・開催にかかる参考資料が示された（内容は下記参照）。

	理事会	評議員会
役割	◆ すべての業務執行の決定 ◆ 理事の職務執行の監督	◆ 法人運営の基本ルール・体制の決定 ◆ 事後的な法人運営の監督
権限	○ 業務執行の決定（予算や事業計画の決定を含む。） （90 条 2 項 1 号、197 条） ※ 重要財産の処分、重要な職員の選任・解任等重要事項の決定は、理事に委任不可。 （90 条 4 項、197 条） ○ 理事の職務執行の監督 （90 条 2 項 2 号、197 条） ○ 代表理事の選定・解職 （90 条 2 項 3 号、197 条） ○ 計算書類、事業報告の承認 （124 条 3 項、199 条）	○ 決議事項は、法律に規定する事項又は定款に定めた事項に限定。（178 条 2 項） 【法律に規定する決議事項】 ・ 定款の変更（200 条） ・ 合併の承認（247 条、251 条、257 条） ・ 理事等の法人に対する責任の一部免除（113 条 1 項、198 条） ・ 計算書類の承認 （126 条 2 項、199 条） ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任（63 条 1 項、176 条、177 条） ・ 理事・監事の報酬の決定 （89 条、105 条、197 条）
開催	・ 理事会は、3 ヶ月に 1 回以上（代表理事による職務執行状況の報告義務）。（91 条 2 項、197 条） ・ ただし、定款により毎事業年度 2 回以上に緩和可。（91 条 2 項、197 条）	・ 毎事業年度の終了後一定の時期に定時評議員会を招集（179 条 1 項） ・ 必要に応じ、臨時評議員会も開催可能。（179 条 2 項）

※条項は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定

次に、第3回部会の検討事項である「運営の透明性の確保の在り方」について、厚生労働省から以下の2つの事項について考え方が示された。

1. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表にかかる考え方

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人制度や規制改革実施計画を踏まえ、
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とするとともに、閲覧請求者を国民一般とすること
 - ・ 貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- すでに通知により公表を義務付けている現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）については、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- 公表の方法は、国民が情報入手しやすいホームページを活用してはどうか。

【論点】

- 情報開示を担保する仕組みについて、どのように考えるか。

2. 都道府県、国における情報集約と公表にかかる考え方

- 社会福祉法人制度全体の現況、地域の社会福祉法人の運営状況を広く国民に明らかにする観点から、都道府県・国がICT等を活用し、社会福祉法人の情報を集約し、わかりやすく開示する仕組みを検討すべきではないか。
- ⇒ 業務運営及び財務運営の在り方を踏まえ、行政の役割と一体的に考える必要があることから、「行政の関与の在り方」において検討。

厚生労働省の説明を受け、委員から以下のような質問があった。

質問内容（発言は事務局整理、回答は厚生労働省）

- ・ 収支計算書の公表について、一般財団法人・公益財団法人は大規模法人に限り公表が義務付けられているが、大規模法人の定義とは何か。（武居委員）
⇒ 大規模法人とは、負債額が200億円以上法人である。
- ・ 公益財団法人の場合、報酬が0であっても公表するのか（田中座長）
⇒ 公表する。
- ・ 理事、監事の報酬について、厚生労働省としてその基準や目安を示す予定があるか。（対馬委員）
⇒ 「業務運営の在り方」を議論する際の検討項目として考えている。

委員からは、上記考え方に原則賛成という意見が多数あがった。各事項にかかる主な意見は、以下のとおりである。

1. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表にかかる考え方について（意見は事務局整理）

- ・ 今日の新聞報道は、法人の逸脱行為をどう正していくかが大きなテーマとなっている。しかし、それだけでは福祉サービスの質を向上させることにつながらない。ガバナンスの観点から、良いサービスにつなげる適切な推進力と、その方向性をただす抑止力との適正なバランスが必要であると考えます。（武居委員）
- ・ 介護保険事業のなかでも事業によって病院会計、NPO 会計、企業会計など複数の会計基準を使用しているため、財務諸表を公表しても他法人との比較が困難である。社会福祉法人が公表する財務諸表については様式の統一が必要ではないか。（福岡委員）
- ・ 社会福祉法人のガバナンスに係る透明性の確保と福祉サービスの質の議論は別物であるため、それぞれわけて検討するよう注意が必要である。（福岡委員）
- ・ 地域の福祉ニーズへの対応、低所得者・生活困窮者への支援は、国民から見ても取り組みがわかりやすいため、すべての社会福祉法人が公表すべきである。（榊原委員）

○ 公表にあたり配慮、対応が必要なこと

- ・ 情報開示には賛成であるが、個人情報の取り扱いには十分な配慮が必要である。そのため、役員報酬は個人の報酬額ではなく、役員報酬基準の公表が望ましいのではないか。（武居委員）
- ・ 社会福祉法人はこれまでも制度で対応できないニーズに対応してきた実績があり、国民から必要な社会資源であることを理解してもらうために透明性の確保や、正しい評価を得られる体制を作っていくべきである。また、社会福祉法人においても配置基準以上に職員を配置している法人があるように、経営努力を行っている社会福祉法人を評価するための仕組みも作っていくべきである。（川井委員）
- ・ 社会福祉法人の公益性の定義やサービスの質の評価尺度について国民と事業者側での共通理解が必要ではないか。（鎌倉委員）
- ・ 法人経営の透明性が確保されていない法人は、働く職員の就労意欲にも影響しかねない。そのため、法令上の明記は必要である。（石橋委員）
- ・ 児童養護の分野では、テレビドラマの放送で、社会福祉法人の取り組みに対する理解が十分でないことを思い知らされた。お金をもっているのかどうかではなく、社会福祉法人がどのような取り組みをしているのかを知ってもらう努力が必要である。（藤野委員）
- ・ 情報開示を行わない法人に対しては、罰則規定を検討すべきではないか。（橘委員）

○ 公表範囲に追加すべきこと

- ・ 事業計画書・事業報告書についても公表範囲とするべきではないか。国民に対して法人の取り組みを示すとともに、国民・利用者の立場から見ても行政の政策とどう連動しているのかを理解することができる。（柳川委員）
- ・ 情報開示の対象に法人理念、理事会・評議員会の議事録も入れるべきである。（花井委員）

- ・ 第三者評価の受審状況についても公表すべきである。そして公表する際には、国民が見てわかりやすい形式に整理したうえで公表すべきである。(石橋委員)
- ・ 現況報告書について、子ども・子育て支援新制度における開示項目を参考に検討すべきではないか。また、監事についても、理事、評議員同様に親族等特殊関係者の有無を記載する欄を設けるべきである。さらに職員数には、労働条件、研修実施状況、専門職の資格保有状況、経験年数が公表されていれば、利用希望者が選択する際にも役立つ情報になるのではないか。(花井委員)
- ・ 福祉サービスの質を決めるのは人であり、人に対してどれだけ資金を使っているかがわかるように人件費率も公表すべきである。(石橋委員)

○ 理事・監事の報酬について

- ・ 小規模法人では、理事と施設長、理事と事務長を兼務していることがあり、兼務している職員の報酬は、区別してわかりやすく表示すべきである。(小林委員)
- ・ 社会福祉法人の理事・監事の責任は今後ますます大きくなっていく。特に、監事は四半期ごとの会計チェックやガバナンスのチェックを行うべきであり、業務に見合った報酬の支払いや報酬、公表も行うべきである。(対馬委員)
- ・ 理事の報酬について、専門性を発揮して実務を行っている方には、適切な報酬を支払うべきである。一方、業務実態がないにもかかわらず報酬をもらっている理事がいるのも事実であり、そのようなことが起きないように仕組みを考えるべきである。(松山委員)
- ・ 社会福祉法人の理事で報酬をもらっている人は少ない。個人の意見であるが、社会福祉法人の理事となる人は、報酬がなくても地域の社会福祉がどのようにあるべきかを論じる人になるべきではないか。(橘委員)
- ・ 報酬の範囲について定義を示すべきである。(藤野委員)

○ 財務諸表について

- ・ 財務諸表について、概要のみを公表しているところが多く、公表範囲が不十分である。すぐに対応することは難しいかもしれないが、正しい財務諸表が公開されているかどうかをチェックしていくべきである。(松山委員)
- ・ 社会福祉法人の財務状況について国民の関心は高い。情報開示をする際には、外部の方が見て判断できる評価尺度の提示とそれに対応した正しい書類の公表が必要である。内部留保については、実在性内部留保で判断する必要があることや法人の建て替え時期等法人の状況によって数字の見方が変わってくることを理解する必要がある。(松原委員)
- ・ 社会福祉法人全体が所有している黒字額を、業界全体で社会のために使える仕組みを作っていく必要があり、社会貢献事業のように複数法人が連携して地域の福祉ニーズに対応する取り組みを積極的に行っていく必要があるのではないか。(松山委員)
- ・ 社会福祉法人はお金を持っているから報酬を減らすということにならないよう、業界全体で社会福祉法人の透明性をアピールしていく必要がある。(松山委員)

2. 都道府県、国における情報集約と公表にかかる考え方について（意見は事務局整理）

- ・ 都道府県が都道府県内の社会福祉法人の情報を一覧できるページを作成してはどうか。その際、市で情報公開を行っている場合には、そのリンクを張り、都道府県内に在住する人が収集した情報を見ることができるようにしてはどうか。（松山委員）
- ・ 公表は都道府県単位とするべきであるが、市でもしっかり公表を行うべきである。（柳川委員）
- ・ 情報を集約する場合には、所轄庁が指導を行うための指標づくりやモデルケースの提示、国民が社会福祉法人の財務諸表を読むための見方を作成する必要がある。都道府県で情報集約を行う場合には、そのような目安や基準が明確にされないと法人や国民に説明することは難しい。（西條参考人・黒岩委員代理）
- ・ 保育所を経営する法人は事務体制が脆弱なため、昨年度の公表状況が低くなる傾向にある。各法人での公表努力はしていくが、所轄庁のホームページにおいて、法人の情報を集約した方が公開は進むのではないか。（高橋英治委員）
- ・ 小規模法人はホームページの立ち上げや更新にかかる負担が大きいため、国や所轄庁が情報公開の支援を行うべきではないか。（花井委員）

当日資料は、以下のURLにて公開されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000057563.html>

第4回部会は、9月30日（火）に開催される。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）